

公 共 建 築 課			
係	係 長	課長補佐	課 長
			

現 場 説 明 書

工 事 名 再生資源処理センター設備架台新設工事

説 明 事 項

- i) 作業不能日数： 2 日間
- ii) 上記 i) は、環境省が公表する四国地方_高知_高知地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2021年～2025年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。
- iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_高知_高知地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が i) 日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長

現場説明書

「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について

(説明事項)

- 1 本工事等に、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」という。)が含まれている場合において、その調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」という。)について、受注者より協議があった場合には、調達検討資材に該当することを確認の上で、設計変更の対象とする。
- 2 調達検討資材は下記を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
 - ・ 塗料(さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む)
 - ・ 防水材(シーリングを含む)
 - ・ 断熱材(押出法ポリスチレンフォーム等)
 - ・ 硬質ポリ塩化ビニル管
 - ・ 構造用合板
 - ・ 電線管
 - ・ 盤類
- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と書面(条件変更要求書及び調達検討資材に関する協議書等)により協議するものとする。
 なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - (2) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合(受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む)
- 4 設計変更に際し、受注者は、調達検討資材に関する実施報告書、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等(以下「証明書類」という。)の資料を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。
- 5 積算方法は、高知市都市建設部技術監理課ホームページ「営繕工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について」のとおりとする。
- 6 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 7 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とする。
- 8 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

公 共 建 築 課			
係	係 長	課長補佐	課 長
			

現 場 説 明 書

工 事 名 再生資源処理センター設備架台新設工事

説 明 事 項 事業損失補償

地盤変動を原因とする建築物等の事業損失補償は、次のいずれかを指定する。

☐ あらかじめ覚書を締結する工事

☒ 工事施工中及び完成後、損害が判明した場合、その時点で覚書を締結する工事

なお、詳細については『「工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償」（要旨）』（高知市ホームページに掲載・契約課入札控閲覧室にて提示）を参照してください。